

担い手育成・確保対策事業費等補助金交付要綱

平成 12 年 4 月 1 日

12 構改 B 第 350 号

農林水産事務次官依命通知

最終改正 平成 21 年 4 月 1 日 20 経営第 7220 号農林水産事務次官依命通知

第 1 農林水産大臣は、次に掲げる経費につき、予算の範囲内において、補助事業者（全国担い手育成総合支援協議会（担い手育成総合支援協議会設置要領（平成17年4月1日付け16経営第8837号経営局長通知。以下「設置要領」という。）第1の1の(2)のウの規定に基づき農林水産大臣の承認を受けたものをいう。以下「全国協議会」という。）、都道府県担い手育成総合支援協議会（設置要領第1の2の(2)のウの規定に基づき都道府県知事の承認を受けたものをいう。以下「都道府県協議会」という。）、地域担い手育成総合支援協議会（設置要領第1の3の(2)のウの規定に基づき都道府県知事の承認を受けたものをいう。以下「地域協議会」という。）、地域水田農業推進協議会（水田農業構造改革対策実施要綱（平成 16 年 4 月 1 日付け 15 生産第 7999 号農林水産事務次官依命通知）第 4 の 2 の(2)の規定に基づき水田農業構造対策要綱第 4 の 1 の(2)の都道府県水田農業推進協議会長の承認を受けたものをいう。以下「地域水田協議会」という。）、地域耕作放棄地対策協議会（耕作放棄地再生利用緊急対策実施要綱（平成 21 年 4 月 1 日付け 20 農振第 2207 号農林水産事務次官依命通知）第 2 のものをいう。以下「地域対策協議会」という。）、全国農業会議所、財団法人農民教育協会（以下「農民教育協会」という。）、社団法人日本国民高等学校協会（以下「高等学校協会」という。）、財団法人農村更生協会（以下「更生協会」という。）、担い手育成・確保対策事業実施要領（平成 14 年 3 月 29 日付け 13 経営第 6627 号農林水産事務次官依命通知。以下「育成確保対策実施要領」という。）別表に規定する民間団体等及び地域雇用拡大型農業経営確立緊急対策事業実施要綱（平成 21 年 1 月 27 日付け 20 経営第 5783 号農林水産事務次官依命通知以下「緊急対策事業実施要綱」という。）の第 3 の 2 の(2)に規定する者をいう。以下同じ。）に補助金を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号。以下「規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成 12 年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成 12 年 6 月 23 日農林水産省告示第 899 号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成 12 年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成 12 年 6 月 23 日農林水産省告示第 900 号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

I 担い手育成・確保対策整備事業

- (1) 広域連携アグリビジネスモデル支援事業実施要綱（平成 20 年 3 月 31 日付け 19 経営第 7733 号農林水産事務次官依命通知。以下「アグリビジネス事業実施要綱」という。）第 3 の 2 に規定する事業の実施に要する経費
- (2) 地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業実施要綱（平成 19 年 3 月 30 日付け 18 経営第 7724 号農林水産事務次官依命通知。以下「実験事業実施要綱」という。）第 3 の 1 に規定する事業の実施に要する経費
- (3) 緊急対策事業実施要綱第 3 の 1 に規定する事業の実施に要する経費

II 担い手育成・確保対策事業

- (1) 育成確保対策実施要領第 3 の 2 に規定する事業の実施に要する経費

- (2) 担い手アクションサポート事業実施要領（平成19年3月30日付け18経営第7886号農林水産事務次官依命通知。以下「アクションサポート事業実施要領」という。）第3の3に規定する事業の実施に要する経費
- (3) 農地情報共有化支援事業実施要綱（平成20年3月31日付け19経営第7953号農林水産事務次官依命通知。以下「農地情報共有化事業実施要綱」という。）第3の3に規定する事業の実施に必要な経費

第2 第1に規定する経費及びこれに対する補助率は、別表のⅠ及びⅡに定めるとおりとする。

第3 次に掲げる流用をしてはならない。

- (1) 別表のⅠ及びⅡの事業等に係る経費の相互間の流用
- (2) 別表のⅠの区分の欄に掲げる1及び2の経費の相互間における流用
- (3) 別表のⅠの経費の欄に掲げる1から3までの経費の相互間における流用、別表のⅡの経費の欄に掲げる1から3までの経費の相互間における流用、1の(1)及び(2)の経費の相互間における流用、1の(1)のアからエまでの経費の相互間における流用、1の(1)のイの(ア)及び(イ)の経費の相互間における流用、1の(2)のア並びにイの(ア)及び(イ)の経費の相互間における流用、2の(1)から(6)までの経費の相互間における流用並びに3の(1)から(8)までの経費の相互間における流用

第4 適正化法第5条、適正化法施行令第3条及び規則第2条に規定する申請書及び添付書類の様式は別記様式第1号のとおりとし、その提出部数は正副2部とする。

- 2 補助事業者は、1の申請書を提出するに当たって、各事業主体において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない事業主体に係る部分については、この限りでない。

第5 規則第2条の規定による申請書の提出は、毎年度補助事業者の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長（北海道に主たる事務所が所在する補助事業者及び育成確保対策実施要領に基づいて事業を実施する補助事業者にあつては農林水産大臣、沖縄県に主たる事務所が所在する補助事業者にあつては内閣府沖縄総合事務局長（以下「沖縄総合事務局長」という。）。第9のただし書を除き、以下同じ。）が別に定める日までに行うものとする。

第6 補助事業者は、規則第3条第1号イ又はロの規定に基づき地方農政局長の承認を受けようとする場合には、別記様式第2号による変更承認申請書正副2部を地方農政局長に提出しなければならない。

第7 規則第3条第1号イ及びロの農林水産大臣が定める軽微な変更は、別表の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

第8 補助事業者は、規則第3条第2号の規定に基づき地方農政局長の指示を求める場合には、補助事業が予定の期間内に完了しない理由又は補助事業の遂行が困難となった理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類正副2部を地方農政局長に提出しなければならない。

第9 適正化法第12条の規定に基づく報告は、補助金の交付の決定があつた年度の各四半期（第4・四半期を除く。）の末日現在において別記様式第3号により事業遂行状況報告書を作成し、当該四半期の最終月の翌月末までに正副2部を地方農政局長に提出しなければならない。ただし、地方農政局長（北海道に主たる事務所が所在する補助事業者及び育成確保対策実施要領に基づいて事業を実施する補助事業者にあつては農林水産省生産局長及び経営局長、沖縄県に主たる事務所が所在する補助事業者にあつては沖縄総合事務局長。）が別に定める概算払請求書をもってこれに代えることができるものとする。

第10 規則第6条第1項に規定する実績報告書の様式は別記様式第4号のとおりとし、正副2部を地方農政局長へ提出するものとする。

2 第4の2のただし書により、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでないまま交付の申請をした補助事業者は、1の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第4の2のただし書により、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでないまま交付の申請をした補助事業者は、1の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した各事業主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第5号により速やかに地方農政局長に報告するとともに、地方農政局長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

第11 適正化法施行令第13条第4号の規定に基づく農林水産大臣の定める財産は、1件の取得価格が50万円以上の機械及び器具とする。

第12 規則第3条第4号に規定する帳簿及び証拠書類又は証拠物は、補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間整備保管しておかなければならない。ただし、別表のⅡの経費の欄に掲げる1の(1)のイの(イ)の経費に係る帳簿及び証拠書類又は証拠物は、補助事業終了の年度から平成29年度まで整備保管しておかなければならない。

第13 交付決定額の下限は、次のとおりとする。ただし、経営局長等が特に必要と認めるもの及び交付先の選定を公募により行うものについては、この限りではない。

(1) 市町村にあつては、1市町村あたり900万円とする。

(2) 全国協議会、都道府県協議会、地域協議会、全国農業会議所、農民教育協会、高等学校協会、更正協会、緊急対策事業実施要綱の第3の2の(2)に規定する者のうち市町村を除く者にあつては、3,500万円とする。

第14 補助事業者のうち一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第42条第2項に規定する特例民法法人にあつては、別記様式第6号により補助金等支出明細書を作成し、別記様式第7号による補助金等概要報告書に添付した上で、計算書類等と併せて事務所に備え付け公開するとともに、補助金の交付を受けた年度の翌年度の6月末日までに農林水産大臣に報告するものとする。

別表（第2関係）

I 担い手育成・確保対策整備事業

区 分	経 費	補助率	重 要 な 変 更	
			経費の配分の変更	事業の内容変更
1 担い手育成・確保対策整備費補助金	1 広域連携アグリビジネスモデル支援事業費 補助事業者が広域連携アグリビジネスモデル支援事業実施要綱に基づいて行う事業に要する次に掲げる経費 (1) 生産者・実需者連携事業 ア 土地基盤整備事業 （ア）畦畔整備 （イ）農地保全整備 （ウ）建物用地整備 イ 施設整備事業 （ア）農業用水施設 （イ）高生産性農業用機械施設 （ウ）乾燥調製貯蔵施設 （エ）農畜産物集出荷貯蔵施設 （オ）農畜産物処理加工施設 （カ）高品質堆肥製造施設 （キ）未利用資源活用施設 （ク）育苗施設 （ケ）新技術活用種苗等供給施設 （コ）新規就農者研修施設 （サ）地域農業管理施設 （シ）経営高度化支援施設 （ス）（ア）から（シ）までの附帯施設 ウ 特認事業 エ 広域連携アグリビジネスモデル支援施設等整備附帯事業	当該補助事業に要する経費の2分の1以内（沖縄県にあっては3分の2以内） ただし、次に掲げる場合にあっては3分の1以内	1 経費の欄に掲げる施設等又は2以上の設計となる場合は設計単位（「施設等又は設計単位」という。以下事業の内容変更欄において同じ。）ごとに次に掲げる変更 （1）事業費又は補助金の30%を超える増減 （2）工事雑費以外の経費から工事雑費への流用	1 補助事業者の変更 2 施設等の新設又は廃止 3 施行箇所及び設置場所の変更 4 施設等又は設計単位ごとの事業量の30%を超える増減

		地又は採草放牧地につき使用貸借による権利又は賃借権の設定を受けていた同法第 27 条第 3 項に規定する特定法人をいう。以下同じ。)	
	(2) 加工・流通拠点整備事業 ア 施設整備事業 (ア) 農畜産物集出荷貯蔵施設 (イ) 農畜産物処理加工施設 (ウ) 育苗施設 (エ) 新技術活用種苗等供給施設 (オ) (ア)から(エ)までの附帯施設 イ 特認事業 ウ 広域連携アグリビジネスモデル支援施設等整備附帯事業	当該補助事業に要する経費の 3 分の 1 以内	
	(3) 生産者連携事業 ア 土地基盤整備事業 (ア) 畦畔整備 (イ) 農地保全整備 (ウ) 建物用地整備 イ 施設整備事業 (ア) 農業用水施設 (イ) 高生産性農業用機械施設 (ウ) 乾燥調製貯蔵施設 (エ) 農畜産物集出荷貯蔵施設 (オ) 農畜産物処理加工施設 (カ) 高品質堆肥製造施設 (キ) 未利用資源活用施設 (ク) 育苗施設 (ケ) 新技術活用種苗等供給施設 (コ) 新規就農者研修施設 (サ) 地域農業管理施設 (シ) 経営高度化支援施設 (ス) 産地形成促進施設 (セ) 地域食材供給施設 (ソ) (ア)から(セ)までの附帯施設 ウ 特認事業 エ 広域連携アグリビジネスモデル支援施設等整備附帯事業	当該補助事業に要する経費の 2 分の 1 以内 (沖縄県にあっては 3 分の 2 以内) ただし、次に掲げる場合にあっては 3 分の 1 以内 1 経費の欄の(3)のイの(イ)の施設のうち、農業用機械及びその附帯施設（沖縄県及び経営局長等が別に定める機械を除く。）を整備する場合 2 構成員に 3 戸以上の農家を含まず、かつ、経営局長等が別に定める要件を満たす法人（認定農業者である法人又は構成員に認定農業者を含む法人に限る。）であって、次のいずれかに該当するものが補助事業者である場合 (1) 農事組合法人以外の農業生産法人 (2) 農業サービス事業体 (3) 特定法人	
	2 地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業費		
	(1) プロジェクト融資主体型補助事業費 ア 事業費 地域協議会が実験事業実施要綱に基づいて行うプロジェクト融資主体型補助事業に要する経費	10 分の 3 以内	経費の欄に掲げるアの経費からイの経費への流用 事業内容の新設又は廃止

	イ 附帯事務費 地域協議会がアの経費及び区分の欄に掲げる 2 の補助金に係る経費の欄に掲げる 1 の経費に係る事業の実施に関し、事務及び指導監督等を行うのに要する経費 3 地域雇用拡大型農業経営確立緊急対策事業費 (1) 融資主体型補助事業費 ア 事業費 地域協議会が緊急対策事業実施要綱に基づいて行う融資主体型補助事業に要する経費 イ 附帯事務費 地域協議会がアの経費及び区分の欄に掲げる 2 の補助金に係る経費の欄に掲げる 2 の経費に係る事業の実施に関し、事務及び指導監督等を行うのに要する経費 (2) 共同利用施設補助事業費 補助事業者が緊急対策事業実施要綱に基づいて行う事業に要する経費 ア 乾燥調製貯蔵施設 イ 育苗施設 ウ 農畜産物集出荷貯蔵施設 エ 農畜産物処理加工施設 オ 高品質堆肥製造施設 カ 新技術活用種苗等供給施設 キ 産地形成促進施設 ク 地域食材供給施設 ケ 総合交流拠点施設 コ 未利用資源活用施設 サ ア～コまでの附帯施設 シ 特認施設	10 分の 3 以内 10 分の 3 以内 10 分の 3 以内 当該補助事業に要する経費の 2 分の 1 以内	経費の欄に掲げるアの経費からイの経費への流用 工事雑費以外の経費から工事雑費への流用	事業内容の新設又は廃止 施設等の新設又は廃止
2 担い手育成・確保対策事業費補助金	1 地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業費 (1) 追加的信用供与事業費 地域協議会が実験事業実施要綱に基づいて行う追加的信用供与事業に要する経費 2 地域雇用拡大型農業経営確立緊急対策事業費 地域協議会が緊急対策事業実施要	定 額 定 額		

	綱に基づいて行う追加的信用供与事業に要する経費			
--	-------------------------	--	--	--

Ⅱ 担い手育成・確保対策事業

区 分	経 費	補助率	重 要 な 変 更	
			経費の配分の変更	事業の内容変更
1 担い手育成・確保対策事業費補助金	1 担い手育成・確保支援事業費 (1) 担い手経営展開支援事業費 ア 担い手アクションサポート事業費 都道府県協議会又は地域協議会がアクションサポート事業実施要領に基づいて行う事業に要する次に掲げる経費 (ア) ワンストップ支援窓口設置費 (イ) 担い手アクションサポート会議設置・運営費 (ウ) 担い手アクションサポートチーム設置・運営費 (エ) 担い手アクションサポート活動費 a 担い手経営能力向上支援活動費 b スキルアップ支援活動費 c 担い手によるネットワーク組織の活動促進支援費 d 担い手経営安定活動支援費 e 法人設立活動支援費 f 集中的な技術・営農支援費 g 新たな人材の育成・確保活動費	当該補助事業に要する経費の2分の1以内 当該補助事業に要する経費の2分の1以内 当該補助事業に要する経費の2分の1以内 定 額	1 経費の欄に掲げる(ア)から(ウ)まで及び(エ)又は(オ)の経費の相互間における経費の増減 2 経費の欄に掲げる(エ)及び(オ)の経費の相互間における経費の30%を超える増減 3 経費の欄に掲げる(エ)のhの経費の増	企画指導員及びコーディネーターの員数の変更

	h コーディネーター設置費 i その他地方農政局長が特に必要と認める活動費 (オ) 担い手育成・確保活動費 a 担い手育成確保・普及支援活動費 b 農業経営改善計画等作成指導活動費 c 農地の利用調整活動費 d 農業における再スタート支援活動費 e その他地方農政局長が特に必要と認める活動費 イ 全国担い手経営展開支援事業費 (ア) 担い手育成支援事業費 全国協議会が育成確保対策実施要領に基づいて行う事業に要する次に掲げる経費 a 担い手育成・確保総合支援活動費 (a) アクションプログラム推進費 (b) 調査指導費 (c) 担い手総合支援指導員設置費 (d) 担い手育成普及啓発資料作成費 b 経営改善・能力向上支援活動費 (a) 経営改善シンポジウム開催費 (b) 経営改善指導担当者等研修会開催費 (c) 農業経営指導者養成講習会開催費 (d) 実践企業的経営体養成研修会開催費 (e) 指導者養成企画運営員設置費 c 経営多角化・高度化支援活動費 (a) 経営多角化・高度化推進検討会開催費	定 額 定 額	1 経費の欄に掲げる a から h までの経費の相互間における各経費の30%を超える増減 2 経費の欄に掲げるaの(c)及びbの(e)の経費の増	担い手総合支援指導員及び指導者養成企画運営員の員数の変更
--	--	-----------------------	---	-------------------------------------

	(b) 市場動向等調査情報収集活動費 (c) 経営多角化・高度化シンポジウム開催費 d 担い手交流支援活動費 (a) 担い手交流会検討会費 (b) 担い手交流会開催費 e 担い手優良事例調査活動費 (a) 優良事例検討・選考会開催費 (b) 優良事例調査活動費 (c) 優良活動発表会開催費 f 担い手情報発信整備費 (a) 担い手情報システム運営委員会開催費 (b) 担い手情報システム開発費 g 担い手経営発展指導費 (a) 担い手法人化推進支援検討会費 h 農業再生委員会支援活動費 (a) 相談窓口設置費 (b) ホームページ開設費			
	(イ) 担い手経営展開支援リース事業費 補助事業者が育成確保対策実施要領に基づいて行う事業に要する経費	定 額	経費の欄に掲げるaからeまでの経費の相互間における各経費の30%を超える増減	
	a 認定農業者等支援型 b 認定農業者経営発展支援型 c 地域貢献農業者支援特別型(一般タイプ) d 地域貢献農業者支援特別型(集落営農緊急支援タイプ) e 都道府県知事特認者支援特別型			
	ウ 経営者組織連携研さん・高度経営支援事業費 補助事業者が育成確保対策実施要領に基づいて行う事業に要する次に掲げる経費			
	(ア) 経営者組織連携・研さん支援事業費 a 横断的連携体制構築費	当該補助事業に要する経費の3	経費の欄に掲げるa及びbの経費の相互間における経	横断的連携支援指導員の員数の変更

	b アクション活動費	分の2以内	費の増減	
	(イ) 民間ノウハウ活用高度経営支援事業費 a 経営支援サービス活動費 b 人材育成支援活動費 c 関連事業に係る経営支援活動費	当該補助事業に要する経費の2分の1以内 (ただし、cについては定額)	経費の欄に掲げるaからcまでの経費の相互間における各経費の30%を超える増減	企画運営専門員の員数の変更
	エ 経営構造対策推進事業費 補助事業者が育成確保対策実施要領に基づいて行う事業に要する次に掲げる経費		経費の欄に掲げる(ア)から(ウ)までの経費の相互間における各経費の増減	
	(ア) 経営構造対策等支援事業費	定 額		
	(イ) 新商品・新技術開発プロジェクト事業費	定 額		
	(ウ) アグリビジネスサポート調査研究事業費	定 額		
	(2) 農業法人事業体経営展開支援事業費			
	ア 農業経営創業・事業拡大支援事業費 補助事業者が育成確保対策実施要領に基づいて行う事業に要する次に掲げる経費		経費の欄に掲げる(ア)及び(イ)の経費の相互間における経費の増減	専任相談員の員数の変更
	(ア) 支援施策の周知徹底事業費 a 中小機構との連絡調整活動費 b 経営・技術相談活動費 c 専門家派遣による課題解決・成長支援活動費 d 経営支援セミナーの開催活動費 e 支援施策等の情報提供活動費	定 額		
	(イ) 金融機関ビジネス商談会支援活動事業費	定 額		
	イ 農業法人経営発展支援事業費 補助事業者が育成確保対策実施要領に基づいて行う事業に要する			

経費			
(ア) ネットワーク形成事業費	当該補助事業に要する経費の2分の1以内		事業の中止又は廃止
(イ) 法人経営人材育成事業費	定 額		
2 農地利用調整等円滑化支援事業費			
(1) 企業等農業参入支援全国推進事業費 補助事業者が育成確保対策実施要領に基づいて行う事業に要する経費	定 額		
(2) 特定法人等農地利用調整緊急支援事業費 全国農業会議所が育成確保対策実施要領に基づいて行う事業に要する経費	定 額		
(3) 農地情報共有化支援事業費 地域協議会、地域水田協議会又は地域対策協議会が農地情報共有化事業実施要綱に基づいて行う事業に要する経費	定 額		
(4) 農地情報提供支援事業費 補助事業者が育成確保対策実施要領に基づいて行う事業に要する経費	定 額		
(5) 全国農業会議所事業費 全国農業会議所が育成確保対策実施要領に基づいて行う事業に要する次に掲げる経費	当該補助事業に要する経費の2分の1以内 (ただし、アの(ア)のa及びイの(イ)については定額)	経費の欄に掲げるアの(ア)のa及びイの(イ)の経費の相互間における経費の30%を超える増減並びにアの(ア)のb、アの(イ)、イの(ア)及びウの経費の相互間における各経費の30%を超える増減	
ア 情報収集・分析事業費			
(ア) 農業及び農業者に関する調査研究等の実施			
a 農業及び農業者に関する建議のための調査研究等			
b 不在村地主対策活動等に係る情報収集・分析			
(イ) 国際農業等に係る情報収集・			

	提供		
	イ 情報提供事業費 (ア) 企画検討会等 (イ) 農業委員会組織業務効率化検討会等の開催		
	ウ 組織再編整備事業費		
	(6) 優良農地確保支援対策等事業費		
	ア 新技術活用農地利用高度化特別事業費 補助事業者が育成確保対策実施要領に基づいて行う事業に要する次に掲げる経費	定 額	経費の欄に掲げる(ア)及び(イ)の経費の相互間における経費の増減
	(ア) 遊休農地解消普及活動特別事業費		
	(イ) 普及活動支援事業費		
	3 新規就農・女性・高齢者活動等支援事業費		
	(1) 農業再チャレンジ支援事業費		
	ア 情報提供・相談活動事業費 補助事業者が育成確保対策実施要領に基づいて行う事業に要する経費	定 額	経費の欄に掲げるアからコまでの経費の相互間における各経費の増減
	イ 若者就職支援機関連携就農事業費 補助事業者が育成確保対策実施要領に基づいて行う事業に要する経費	定 額	
	ウ 農業就業体験研修事業費 補助事業者が育成確保対策実施要領に基づいて行う事業に要する経費	定 額	
	エ 農業体験学習全国定着化推進事業費 補助事業者が育成確保対策実施要領に基づいて行う事業に要する経費	定 額	

オ 農業体験学習情報提供等支援事業費 補助事業者が育成確保対策実施要領に基づいて行う事業に要する経費	定 額		
カ 農業教育施設体験学習実施事業費 補助事業者が育成確保対策実施要領に基づいて行う事業に要する次に掲げる経費 (ア) 受入推進事業費 (イ) 条件整備事業費	定 額	経費の欄に掲げる(ア)及び(イ)の経費の相互間における経費の増減	経費の欄に掲げる(イ)の整備内容の変更及び建物施設の面積の10%を超える増減
キ 新 I J Uターン就農促進対策事業費 補助事業者が育成確保対策実施要領に基づいて行う事業に要する次に掲げる経費 (ア) 就農準備校研修企画費 (イ) 就農準備校研修運営費 a 企画推進費 b 施設学習運営費 c 農場実習運営費 d 現地体験学習費 (ウ) フォローアップ対策費 (エ) 就農啓発推進運動事業費 (オ) 出前講座推進事業費	定 額 (ただし、 (イ)のdについては、当該補助事業に要する経費の2分の1以内)	経費の欄に掲げる(ア)、(イ)のaからcまで、(ウ)、(エ)又は(オ)及び(イ)のdの経費の相互間における経費の増減 経費の欄に掲げる(ア)、(イ)のaからcまで、(ウ)又は(エ)及び(オ)の経費の相互間における経費の30%を超える増減	
ク 日本版ファームオン事業費 補助事業者が育成確保対策実施要領に基づいて行う事業に要する経費	定 額		
ケ 農村女性起業活性化モデル事業費 補助事業者が育成確保対策実施要領に基づいて行う事業に要する次に掲げる経費 (ア) 農林水産分野における女性の起業活動費 (イ) 農林水産分野の女性起業支援を目的とする活動費	定 額	経費の欄に掲げる(ア)及び(イ)の経費の相互間における経費の増減	
コ 新分野進出モデル確立等支援事業費 補助事業者が育成確保対策実施要領に基づいて行う事業に要する次に掲げる経費 (ア) 事業運営活動費	定 額	経費の欄に掲げる(ア)及び(イ)の経費の相互間における経費の増減	

(イ) モデル確立支援事業費	2分の1以内		
(2) 人生二毛作の実現に向けた他産業従事者による農林漁業経営体発展支援研修事業費 補助事業者が育成確保対策実施要領に基づいて行う事業に要する経費	定 額		
(3) 地域連携農業高校実践教育推進事業費 補助事業者が育成確保対策実施要領に基づいて行う事業に要する次に掲げる経費 ア 農業高校での農業者育成研修モデル開発事業費 イ 農業者育成研修モデルの普及事業費	定 額	経費の欄に掲げるア及びイの経費の相互間における経費の増減	
(4) 農村青少年研修教育団体事業費 ア 鯉淵学園農業栄養専門学校の運営事業費 農民教育協会が運営する鯉淵学園農業栄養専門学校の運営に要する育成確保対策実施要領に定める次に掲げる経費 (ア) 人件費（人件費とは本俸、期末勤勉手当をいう。イの(ア)及びウの(ア)も同様） (イ) 事業費	3分の2以内 3分の2以内	経費の欄に掲げる(ア)及び(イ)の経費の相互間における経費の増減	
イ ハヶ岳中央農業実践大学校の運営事業費 更生協会が運営するハヶ岳中央農業実践大学校の運営に要する育成確保対策実施要領に定める次に掲げる経費 (ア) 人件費 (イ) 事業費	3分の2以内 3分の2以内	経費の欄に掲げる(ア)及び(イ)の経費の相互間における経費の増減	
ウ 日本農業実践学園の運営事業費 高等学校協会が運営する日本農業実践学園の運営に要する育成確保対策実施要領に定める次に掲げる経費 (ア) 人件費 (イ) 事業費 (ウ) 施設整備費	3分の2以内 3分の2以内 10分の10以	経費の欄に掲げる(ア)から(ウ)までの経費の相互間における各経費の増減	建物施設の面積の10%を超える増減

	内		
エ 輸出促進強化海外派遣研修事業費 補助事業者が育成確保対策実施要領に基づいて行う事業に要する次に掲げる経費 (ア) 農業研修生海外派遣事業費 (イ) 指導員手当 (ウ) 農産物輸出促進活動事業費	定 額	経費の欄に掲げる(ア)から(ウ)までの経費の相互間における各経費の30%を超える増減	経費の欄に掲げる(ア)の派遣人数の30%を超える増減
オ 農業青年担い手育成支援事業費 補助事業者が育成確保対策実施要領に基づいて行う事業に要する次に掲げる経費 (ア) 農業青年集団育成対策事業費 (イ) 農業青年先進地研修等事業費 (ウ) 指導員手当	定 額	経費の欄に掲げる(ア)から(ウ)までの経費の相互間における各経費の30%を超える増減	経費の欄に掲げる(ア)のうち大会等開催事業の参加延べ人数又は(イ)のうち先進地研修人数の30%を超える増減
(5) シニア能力活用総合対策事業費 補助事業者が育成確保対策実施要領に基づいて行う事業に要する次に掲げる経費 (ア) 経験・知識・技術が豊富な農村高齢者による担い手支援活動の促進費 (イ) 農村高齢者の健康支援推進事業費 (ウ) 農村地域維持・活性化事業費	定 額	経費の欄に掲げる(ア)から(ウ)までの経費の相互間における各経費の30%を超える増減	
(6) 障害者アグリ雇用推進事業費 補助事業者が育成確保対策実施要領に基づいて行う事業に要する次に掲げる経費 (ア) 園芸福祉士等と連携した実証費 (イ) 障害者と農業法人等の雇用推進研修会の開催費	定 額	経費の欄に掲げる(ア)から(イ)までの経費の相互間における経費の30%を超える増減	
(7) 農業・農村男女共同参画チャレンジ総合推進事業費 補助事業者が育成確保対策実施要領に基づいて行う事業に要する次に掲げる経費	定 額	経費の欄に掲げるアからエまでの経費の相互間における各経費の増減	
ア 農業・農村男女共同参画チャレンジ推進事業費 (ア) 女性認定農業者の拡大加速化事業費			

	(イ) 家族経営協定の推進事業費 (ウ) 農村女性ネットワーク化の推進費 (エ) 農山漁村女性の日推進費 (オ) 先進的女性農業者の活動高度化支援費 (カ) リーダー的女性農業者を対象とした高度・専門研修費 (キ) 交流サポーター等による活動支援費 (ク) 男女共同参画優良事例調査及び表彰費 - イ 若手女性農業者の経営参画促進支援事業費 (ア) 経営参画支援相談員養成研修費 (イ) 若手女性農業者の経営参画促進シンポジウム開催費 - ウ 女性農業者支援調査関係事業費 (ア) 男女共同参画関連調査・分析費 (イ) 女性農業者の農業経営と育児等の両立支援関連調査・分析費 - エ 農村女性起業活動高度化支援事業費 (ア) モデル地区による実証費 (イ) 経営戦略普及マニュアル作成費 (ウ) 全国研修会開催費 (8) 「農」の雇用事業費 - 補助事業者が育成確保対策実施要領に基づいて行う事業に要する次に掲げる経費 - ア 農業法人就業実践研修支援事業費 (ア) 実践研修実施支援費 (イ) 事業運営経費 - イ 農業法人就業相談活動事業費	定 額	経費の欄に掲げるアの(ア)の経費から他の経費への流用 経費の欄に掲げるアの(イ)及びイの経費の相互間における各経費の30%を超える増減	
--	--	--	---	--

別記様式第1号（第4関係）

平成 年度担い手育成・確保対策事業費等補助金（〇〇〇〇〇〇〇事業）*交付申請書

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿

（ 北海道に主たる事務所が所在する補助事業者
及び育成確保対策実施要領に基づいて事業を
実施する補助事業者にあつては農林水産大臣、
沖縄県に主たる事務所が所在する補助事業者
にあつては沖縄総合事務局長 ）

住 所
団体名
代表者 氏 名 印

平成 年度において、下記のとおり事業を実施したいので、担い手育成・確保対策事業費等補助金
交付要綱に基づき補助金 円の交付を申請する。

記

※ （〇〇〇〇〇〇〇）には、別表の経費の欄の事業名を記載する。

- 1 担い手育成・確保対策整備事業
 - (1) 広域連携アグリビジネスモデル支援事業 (様式A)
 - (2) 地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業 (様式B)
 - (3) 地域雇用拡大型農業経営確立緊急対策事業(融資主体型補助事業) (様式C)
 - (4) 地域雇用拡大型農業経営確立緊急対策事業(共同利用施設補助事業) (様式D)
- 2 担い手育成・確保対策事業 (様式E)

(様式A) 広域連携アグリビジネスモデル支援事業

注) 様式は、アグリビジネス事業実施要綱に基づき農林水産省経営局長が別に定める事業計画書に準ずる。

(様式B) 地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業

注) 様式は、実験事業実施要綱に基づき農林水産省経営局長が別に定める事業計画書に準ずる。

(様式C) 地域雇用拡大型農業経営確立緊急対策事業（融資主体型補助事業）

注）様式は、緊急対策事業実施要綱に基づき農林水産省経営局長が別に定める事業計画書に準ずる。

(様式D) 地域雇用拡大型農業経営確立緊急対策事業（共同利用施設補助事業）

注）様式は、緊急対策事業実施要綱に基づき農林水産省経営局長が別に定める事業計画書に準ずる。

(添付書類)

- 1 実績報告にあつては出来高設計書。
- 2 別紙工事雑費内訳明細書。

(別紙)

工 事 雑 費 内 訳 明 細 書

工種又は施設区分	工事雑費	うち 旅費	うち食糧費
	円	円	円
		内訳 〇〇会議出席 回数 回数 人 数 人 〇〇指導 回数 回数 人 数 人	内訳 〇〇会議費 回数 回数 人 数 人 〇〇説明会 回数 回数 人 数 人

(注) 工種又は施設区分ごとに記入すること。

(様式E) 担い手育成・確保対策事業

1 事業の目的

2 事業の内容

3 経費の配分

区 分	補助事業に要する 経費（又は補助事 業に要した経費） （A＋B）	負 担 区 分		備 考
		国庫補助金 （A）	そ の 他 （B）	
	円	円	円	
合 計				

※ 区分の欄は、別表の経費の欄の事業名を記載する。また、必要に応じて積算内訳を記載する。
なお、担い手アクションサポート事業費については、積算内訳を必ず記載する。

4 事業完了（予定）年月日 年 月 日

5 収支予算（精算）

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 （本年度精算額）	前年度予算額 （本年度予算額）	比較増減		備 考
			増	減	
国 庫 補 助 金 そ の 他	円	円	円	円	
計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	
合 計					

※ 区分の欄は、別表の経費の欄の事業名を記載する。また、必要に応じて積算内訳を記載する。
 なお、担い手アクションサポート事業費については、積算内訳を必ず記載する。

6 添付書類

- (1) 定款、寄附行為等及び収支予算（又は収支決算）
- (2) 事業の一部を委託して実施する場合は委託契約書の写し（実績報告書の場合に限る。）

注) 1 及び 2 の様式は、育成確保対策実施要領若しくはアクションサポート事業実施要領に基づき農林水産省生産局長及び経営局長が別に定める事業計画書又は農地情報共有化事業実施要綱に基づき農林水産省経営局長が別に定める事業計画書に準ずる。

3 から 5 までの様式は、別表のⅡの経費の欄に掲げる 1 の(1)のエの(イ)及び(ウ)並びに 3 の(1)のケについては、育成確保対策実施要領に基づき農林水産省生産局長及び経営局長が別に定める事業計画書に準ずる。

平成 年度担い手育成・確保対策事業費等補助金（〇〇〇〇〇）変更承認申請書

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿

〔北海道に主たる事務所が所在する補助事業者及び育成
確保対策実施要領に基づいて事業を実施する補助事業
者にあつては農林水産大臣、沖縄県に主たる事務所が
所在する補助事業者にあつては沖縄総合事務局長〕

住 所
団 体 名
代表者名 印

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった担い手育成・確保対策事業費等補助金については、担い手育成・確保対策事業費等補助金交付要綱第6の規定に基づき下記のとおり計画を変更し〔金
 円の追加交付（減額承認）を受け〕たいので、承認されたく申請する。

なお、その他については、申請書記載のとおりとする。

- （注） 1 表題括弧書きについては、別記様式第1号に準じて記載すること。
 2 金額の変更のない場合は〔 〕の部分を除くこと。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更計画の内容
 （以下別記様式第1号の記に準じて作成すること。）

- （注） 変更事項についてのみ作成し、変更に係る部分について変更前を括弧書で上段に記載すること。
 ただし、総括表（各様式に規定されている場合に限る。）、経費の配分及び収支予算については、
 変更がないものについても記載するものとする。

別記様式第3号（第9関係）

平成 年度担い手育成・確保対策事業費等補助金（〇〇〇〇〇）遂行状況報告書

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿

北海道に主たる事務所が所在する補助事業者及び育成
確保対策実施要領に基づいて事業を実施する補助事業
者にあつては農林水産大臣、沖縄県に主たる事務所が
所在する補助事業者にあつては沖縄総合事務局長

住 所
団 体 名
代表者名 印

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった担い手育成・確保対策事業費等補助金について、担い手育成・確保対策事業費等補助金交付要綱第9の規定に基づき、下記のとおり事業遂行状況を報告する。

（注）表題括弧書きについては、別記様式第1号に準じて記載すること。

記

1 事業遂行状況（第 四半期末現在）

区 分	計画事業費 A	出来高事業費 B	進 捗 度 B / A	残高事業費	摘 要
	円	円	%	円	

2 事業開始年月日 年 月 日

3 事業完了（予定）年月日 年 月 日

（注）区分欄には、別記様式第1号の記の「3経費の配分」に記載された事項について記載すること。

平成 年度担い手育成・確保対策事業費等補助金（〇〇〇〇〇）実績報告書

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿

〔北海道に主たる事務所が所在する補助事業者及び育成
確保対策実施要領に基づいて事業を実施する補助事業
者にあつては農林水産大臣、沖縄県に主たる事務所が
所在する補助事業者にあつては沖縄総合事務局長〕

住 所
団 体 名
代表者名 印

平成 年 月 日付け 第 号をもって補助金交付決定通知のあったこの事業について、下記のとおり事業を実施したので、担い手育成・確保対策事業費等補助金交付要綱第10の規定により、その実績を報告する。

（なお、併せて金 円を精算払によって交付されたく請求する。）

記

- （注）
- 1 表題括弧書きについては、別記様式第1号に準じて記載すること。
 - 2 記の記載事項は、別記様式第1号の記の記載要領に準ずる。
 - 3 添付書類については、各事業費の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料又は帳簿の写しを添付すること。

別記様式第 5 号（第 10 関係）

平成 年度担い手育成・確保対策事業費等補助金（〇〇〇〇〇）仕入れに係る消費税等相当額報告書

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿

〔北海道に主たる事務所が所在する補助事業者及び育成
確保対策実施要領に基づいて事業を実施する補助事業
者にあつては農林水産大臣、沖縄県に主たる事務所が
所在する補助事業者にあつては沖縄総合事務局長〕

住 所
団 体 名
代表者名 印

平成 年 月 日付け 第 号により交付決定通知があつたこの事業について、担い手育成・確保
対策事業費等補助金交付要綱第 10 の規定に基づき、下記のとおり報告します。

（注） 1 表題括弧書きについては、別記様式第 1 号に準じて記載すること。

記

1 適正化法第 15 条の補助金の額の確定額	金	円
（平成 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額）		
2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額	金	円
3 消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額	金	円
4 補助金返還相当額（3－2）	金	円

平成〇〇年度補助金等支出明細書

1.補助金等の名称		
2.事業の目的及び内容		
(1)目的		
(2)内容		
3.交付先の法人の名称		
4.交付実績額		千円（A）
5.補助金等における管理費		
(1)人件費		千円
(2)一般管理費		千円
(3)その他の管理費		
内 容		金額
-----		千円
-----		千円
合 計		千円
合 計		千円
6.外部への支出		
(1)外部に再補助等されているものに関する支出		
支出内訳		金額
-----		千円
-----		千円
合 計		千円
		千円（B）
(2) (1)以外の支出		
支出内容		金額
-----		千円
-----		千円
合 計		千円
7.その他		
内 容		金額
-----		千円
-----		千円
合 計		千円
8.再補助等の割合		%（B/A）

(注)

- 「5. 補助金等における管理費」について、「(1) 人件費」には、当該補助金等の事業に携わる当該法人の職員等の人件費を、「(2) 一般管理費」には、当該補助金等の事業について見込まれる一般管理費（賃借料、光熱水料費、租税公課等）を記入する。なお、前二者に該当しない当該補助金等に係る管理費がある場合には、「(3) その他の管理費」に、内容を明らかにした上で、その金額を記入する。
- 「6. 外部への支出」については、当該補助金等の目的たる事業に関し外部に支出されるものについて、「(1) 外部に再補助等されているものに関する支出」及び「(2) (1) 以外の支出」に分類し支出内容、支出先を明らかにした上で、その金額を記入する。
「外部に再補助等されているものに関する支出」とは、①当該法人から第三者に交付されている補助金、助成金、利子補給金等、②補助金等の交付目的たる事業の主たる部分について、

第三者が業務を担うもの、とする。

なお、「補助金等の交付目的たる事業の主たる部分について、第三者が業務を担うもの」に該当しないため、「(2)(1)以外の支出」に該当すると考えられる例は以下のとおりである。ただし、これらについても、当該業務の発注や手配等を第三者に代行させ、当該法人から直接支出していない場合、あるいは当該補助金等の交付目的との関係によっては、「(2)(1)以外の支出」に該当しない場合もある。

＜「(2)(1)以外の支出」の具体例＞

旅費、郵送費及び通信費、調査委員会委員への謝金、調査研究事業における報告書印刷費、会場借料、文献収集費、翻訳料／通訳料

- 3 「6. 外部への支出」における「支出先」は、会社等の具体的名称を記入するのではなく、食品製造会社、建設会社、農協、都道府県等、当該会社等の所属業界がわかるよう記入する。
- 4 「7. その他」については、「5. 補助金等における管理費」、「6. 外部への支出」に該当しないその他の経費について、内容を明らかにした上で、その金額を記入する。
- 5 「8. 再補助等の割合」については、「4. 交付実績額」に対する「6.(1) 外部に再補助等されているものに関する支出」の割合により計算する。

平成〇〇年度補助金等概要報告書

法人名			
(1) 年間収入（総収入－前期繰越金）			千円(A)
(2) 補助金等の交付実績額			
名称	補助金・委託費の別	交付官庁	金 額
			千円
			千円
			千円
			千円
			千円
合 計			千円(B)
(3) 補助金等の年収比率			% (B/A)